

秋田県告示第155号

秋田県証紙条例（昭和39年秋田県条例第35号）第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成31年3月22日

秋田県知事 佐竹敬久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐藤三男	秋田市雄和樺川字奥樺岱194番地1	平成31年3月15日